

## 東浦町樹木等保存要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東浦町の自然環境を維持し、住民が快適な生活を営むために必要な、樹木及び樹林を保護育成することを目的とする。

(保存樹木等の指定)

第2条 町長は、次に定める基準に該当する樹木又は樹林のうち、良好な自然環境の確保又は美観若しくは風致を維持するために必要があると認めるものを、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の同意を得て、保存樹木等指定協定書（様式第1号）を取り交わし、保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として保存樹木等指定書（様式第2号）により指定する。

(1) 樹木については、次のいずれかに該当するもので、健全で樹容が美観上優れていること。

ア 地上から約1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。

イ 株立ちした樹木は、地上から約1.5メートルの高さにおける幹の周囲の和に50パーセントを乗じた数が、1.5メートル以上であること。

(2) 樹林については、土地面積が300平方メートル以上で樹木が集団的に育成し、かつ、健全であること。

(3) その他町長が必要と認めたもの

2 前項の規定は、国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又は樹林については、適用しない。

(標識の設置)

第3条 町長は、保存樹木等を指定したときは、保存樹木等指定標識（様式第3号）を保存樹木等に取り付けるものとする。

(保存の義務)

第4条 所有者等は、保存樹木等の枯死又は損傷を防止し、その保存に努めなければならない。

(助成)

第5条 町長は、保存樹木等を保存するため予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる。

(補助の対象)

第6条 前条に規定する補助の対象は、次のとおりとする。

- (1) 保存樹木等の維持管理費の一部
- (2) その他町長が必要と認める経費の一部（他補助で維持管理しているものを除く。）

（補助額の基準等）

第7条 補助金の額は、次に掲げる額の範囲内において町長が定める。

- (1) 保存樹木1本又は1株につき年額2,000円
- (2) 保存樹林土地面積100平方メートルにつき年額300円
- (3) その他町長が必要と認める経費については、限度額を1本につき年額50,000円とし、一団体の上限補助額を年額300,000円とする。

（補助金の交付申請等）

第8条 前条の規定による補助を受けようとする者は、保存樹木等維持管理費補助金交付申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容等を審査し、適当と認めるときは、交付の決定をするものとする。

（変更の届出）

第9条 所有者等は、保存樹木等が滅失、枯死若しくは損傷したとき又は伐採若しくは譲渡しようとするときは、保存樹木等指定変更届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（指定解除）

第10条 町長は、保存樹木等について滅失、枯死、伐採等により指定の理由が消滅したとき又は公益上その他特別の理由があるときは、保存樹木等指定解除通知書（様式第6号）により指定を解除することができる。

（台帳の作成）

第11条 町長は、保存樹木等に関する台帳（様式第7号）を作成し、保管するものとする。

附 則

この要綱は、平成元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

保存樹木等指定協定書

東浦町を甲とし  
を乙として東浦町樹木等保存要綱に基づき次のとおり協定を締結する。

第1 協定の対象となる土地又は樹木等

樹木（林）の所在地 東浦町 字  
樹種  
本数 本  
面積 m<sup>2</sup>

第2 協定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

第3 協定事項

- (1) 乙は、第1の土地にある樹木等の枯死又は損傷を防止し、育成に努めること。
- (2) 乙は、該当樹木等を伐採し、又は他に譲渡しようとするときは30日前に甲に届け出ること。
- (3) 甲は、指定期間満了後において必要と認める場合は、指定を継続することができる。
- (4) 甲は、当該樹木等を保全するために乙に対して予算の範囲内で補助金を交付する。
- (5) 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により指定樹木等が滅失、枯死又は著しく損傷したときは速やかに甲に届け出ること。

第4 その他

この協定に定めない事項については、東浦町樹木等保存要綱によるもののほか、甲、乙協議のうえ決定する。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地  
東浦町長 印

乙 住所  
氏名 印

様式第2号（第2条関係）

保 存 樹 木 等 指 定 書

住 所

氏 名

指定番号	樹木（林）	幹の周囲（面積）	所在地

東浦町樹木等保存要綱第2条1項の規定により上記のとおり保存樹木  
（林）として指定する。

年 月 日

東浦町長

印

様式第3号 (第3条関係)

保存樹木等指定標識			
樹 種			
指定番号		号	
指定年月日	年	月	日
東		浦	町

横18cm×縦12cm

白地に黒色の字を書く

様式第4号（第8条関係）

保存樹木等維持管理費補助金交付申請書

年 月 日

東浦町長

申請者 住 所

氏 名

東浦町樹木等保存要綱第8条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 指定番号 保 存 樹 木 第 号

保 存 樹 林 第 号

2 維持管理明細

様式4-2号(第8条関係)

請 求 書

年 月 日

東浦町長

所有者 住所

氏名

指定通知のありました保存樹木等(保存樹林等)の補助金を、下記のとおり請求いたします。

記

請 求 金 額 金 \_\_\_\_\_ 円

当座 口座番号

貯金口座 貯金

銀行 店 普通

フリガナ

口座名義

様式第5号（第9条関係）

保存樹木等指定変更届出書

年 月 日

東浦町長 殿

届出者 住所  
氏名

東浦町樹木等保存要綱第9条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

指定番号	号
所在地	番地
指定樹木（林）	
主な樹種	
面積	m <sup>2</sup>
変更の理由	



様式第6号（第10条関係）

保存樹木等指定解除通知書

殿

東浦町長

印

東浦町樹木等保存要綱第10条の規定により下記のとおり保存樹木等の指定を解除します。

記

指定番号	号
樹木（林）の所在地	東浦町 字
樹種	
本数	本
面積	m <sup>2</sup>
解除の理由	

様式第7号 (第11条関係)

保 存 樹 木 等 台 帳

指定番号           第           号  
指定年月日                   年    月    日  
所 在 地    東浦町           字  
所有者住所  
    氏 名  
          樹 種 名  
保存樹木 目通り周  
          樹    高  
          枝葉面積  
          主要樹種名  
保存樹林  
          面    積  
  
写    真

新所有者住所

    氏 名